タクシーチケット管理の不備等

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 監査の結果 | 措置の内容 |
| 地方独立行政法人大阪府立環境農林水産総合研究所 | 府のタクシーの使用基準及び使用簿を準用して利用しているが、平成24年度において、使用理由の記載がないものが14件、使用者の記載漏れが２件あった（年間使用件数166件）。 | タクシーの適切な利用のために、使用者、使用理由を必ず記載されたい。また、当該内容を明文化するために、法人独自のタクシーの使用基準及び使用簿を定められたい。（参考）大阪府庁内のタクシーの使用に関するポータルサイトにおいて、タクシー使用簿の使用理由欄には、以下の例を挙げ、具体的な内容を記載する必要があるとしている。・｢ダンボール○○箱の△△の荷物を、××事務所に運搬する必要があるため｣・｢○○業務のため、公共交通機関の利用が不可能な早朝に出勤する必要があるため｣・｢時間外勤務が深夜に及んだため｣ | 　法人独自のタクシー使用基準及び使用簿を制定し、所内職員に周知した。　今後は、記載漏れがないよう適正に事務を行う。 |
| 書損等で使用されなかったチケットについて、シュレッダー処分されていた。 | タクシーチケットに関する不正（目的外使用、横流し等）を未然に防止するために、書損等で使用されなかったチケットについて、シュレッダー処分をせず、未使用の事実を明らかにするために保管するよう改められたい。 | 　所内のタクシーチケット管理者に周知し、今後は適正に事務を行う。 |